

鹿児島市児童相談所（仮称）

施設整備計画

令和7年1月
鹿児島市



内容

1 策定の経緯・目的	1
2 整備予定地の概要	2
3 施設整備に関するコンセプト	3
4 児童相談所に関する方針	4
(1) 児童相談所の基本的考え方	4
(2) 児童相談所の構成	4
5 一時保護所に関する方針	5
(1) 一時保護所の基本的考え方	5
(2) 一時保護所の構成	5
(3) 一時保護所の定員	6
6 主な必要諸室の条件、規模設定	7
7 動線の考え方	9
8 施設計画	10
(1) 施設配置計画	10
(2) 建物平面計画	11
(3) 建物断面計画	11
(4) 諸室計画	11
① 共通事項	11
② 児童相談所	11
③ 一時保護所	12
(5) 諸室等配置イメージ	13
9 整備スケジュール	15

1 策定の経緯・目的

我が国の子どもや家庭を取り巻く社会情勢としては、令和5年4月に「こども基本法」が施行され、全ての子ども・若者が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会を目指すものとされており、その実現に向けたこども施策として、5年12月に策定されたこども大綱において「児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援」などが示されています。

また、鹿児島市（以下、「本市」という。）における児童虐待相談件数（※1）は、直近5年間においても、令和元年度の1,368件から、5年度には1,878件となるなど全国と同様に増加傾向であり、子どもや子育てに不安を抱える保護者等に対して十分な支援を行うことが、本市にとっても、依然として喫緊の課題といえる状況にあります。

このような中、令和4年度から13年度を計画期間とする「第六次鹿児島市総合計画」では、「子どもの健やかな成長への支援」において「児童虐待対策の充実」を掲げ、「子どもと家庭への総合的な支援」や「児童虐待対策の体制強化」に取り組むこととし、児童虐待の発生予防から早期発見、支援等に至るまで、切れ目のない総合的な支援を実施するとともに、児童相談所の設置など体制強化を図ることとしているほか、同計画の重点プロジェクトである「“子どもの未来輝き”推進プロジェクト」においても「子どもの未来を応援する取組の推進」として児童相談所の設置に向けて取り組むことを掲げています。

このような取組の一環として、本市では独自の児童相談所の設置に向けた検討を進め、令和2年3月には「鹿児島市児童相談所基本構想・基本計画」（以下、「基本構想等」という。）を策定し、本市における児童相談所の位置づけや運営方針を明確にするとともに、目指すべき姿などについて定めました。また、基本構想等の考え方を踏まえた整備予定地の検討などを行い、5年度に県農業試験場跡地を整備予定地として決定し、6年10月に取得しました。

今後、建物の設計を進めるにあたり、基本構想等の考え方を念頭に、整備予定地や関係法令等を踏まえ、施設整備に関するコンセプトや方針等を整理した「鹿児島市児童相談所（仮称）施設整備計画」を策定するものです。

※1 本市における児童虐待の相談件数

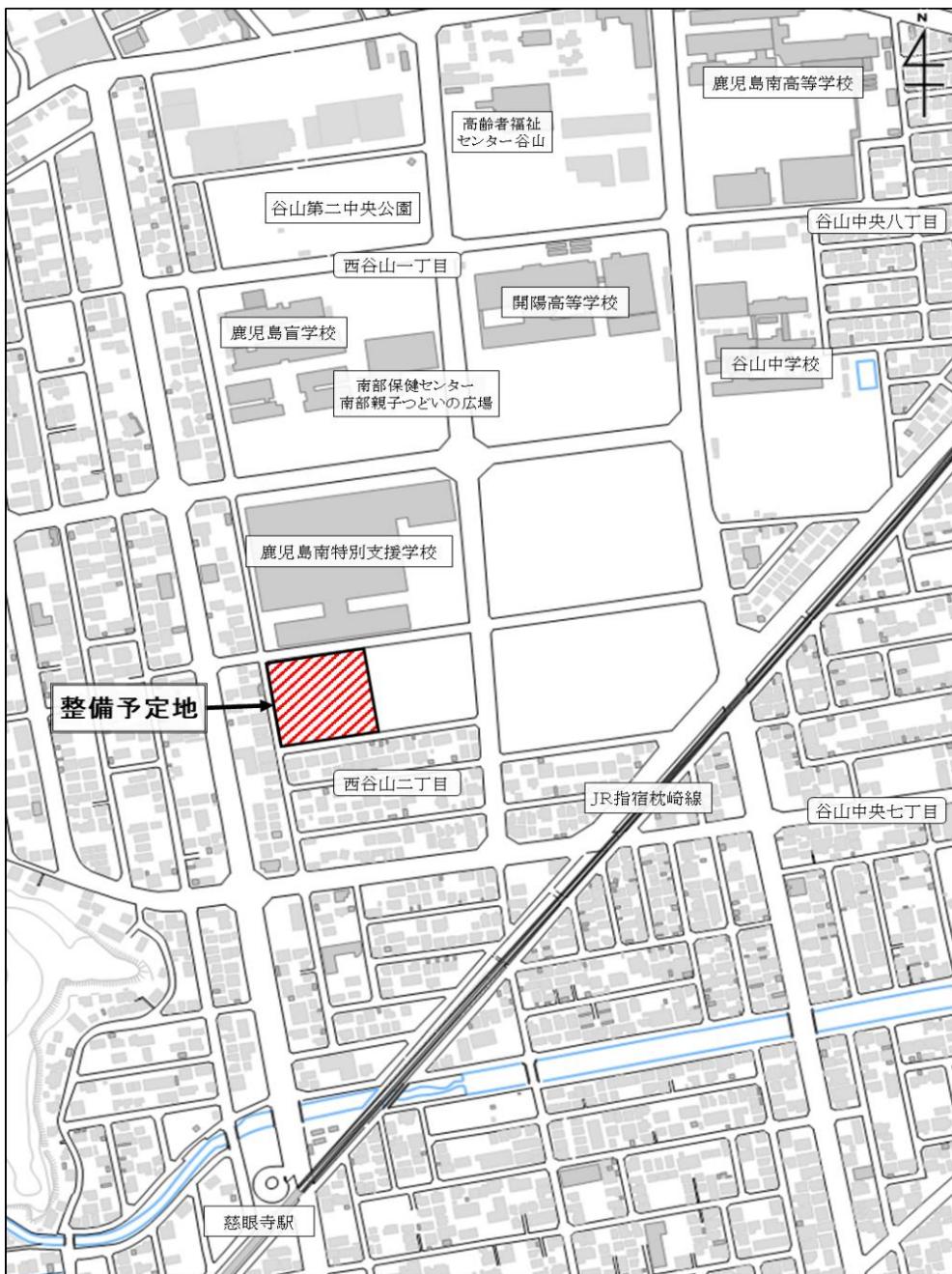
…本市が受け付けた相談と、県中央児童相談所が受け付けた相談のうち、本市居住者分の相談を合わせた相談件数

2 整備予定地の概要

基本構想等に定める児童相談所の設置場所に必要な条件を踏まえ、整備予定地は以下のとおりとします。

所在地（地番）	鹿児島市西谷山二丁目4番3、4番4、4番5
敷地面積	6,663.54m ²
用途地域	第二種中高層住居専用地域
建ぺい率・容積率	60%・200%
地区計画	谷山文教・福祉地区（※）

（※）整備予定地は、谷山文教・福祉地区地区計画区域内にあるため、建築物の用途が制限されていることから、建築にあたっては、鹿児島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成11年条例第28号）第8条の公益上必要な建築物等の特例に基づく対応を予定しています。



3 施設整備に関するコンセプト

(1) 安心して相談できる施設

- ・子どもと家庭に関する幅広い相談に対応する拠点施設として、虐待はもとより、子育てに関する不安や悩みを持った利用者が相談しやすい環境を整えます。
- ・相談者や一時保護児童のプライバシーに配慮するほか、子どもや障害者などの利用を想定し、誰もが使いやすい施設となるようユニバーサルデザインに配慮します。

(2) 関係機関と連携した、切れ目のない支援が可能な施設

- ・要保護児童対策地域協議会などの関係機関との連携が図られ、相談者のニーズに応じた専門性を活かせる環境を整えます。

(3) 安心安全で快適な一時保護所

- ・夜間や緊急時にも受入可能な諸室を整備します。
- ・一時保護児童が快適に落ち着いて生活を送れる温かみのある施設を目指します。

(4) 職員が働きやすく柔軟に利用可能な施設

- ・現時点では、児童相談所・一時保護所で勤務する職員数として130人程度が必要と想定しておりますが、将来的な相談件数の増加等に応じた職員増にも柔軟に対応できる施設を目指します。
- ・職員同士の連携が取りやすい相談受入の環境を整備します。

(5) 周辺地域に配慮し調和のとれた施設

- ・近隣住宅地への影響（日陰や騒音等）を最小限に抑えます。
- ・植栽等により圧迫感の低減に努めます。

(6) I C T を活用した効果的かつ効率的な業務対応が可能な施設

- ・迅速かつ手軽に関係機関等とオンライン会議ができる環境を整備します。
- ・I C T を活用したシステム等の導入により、効率的に業務が行える環境を整備します。

(7) 省エネに配慮した環境にやさしい施設

- ・ゼロカーボンシティかごしまの実現に向け、さらなる環境面の取組みとして、Z E B^{*}化を検討します。また、再生可能エネルギーの導入のため、太陽光発電の設置を検討します。

（※Z E Bとは、Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間のエネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと）

4 児童相談所に関する方針

(1) 児童相談所の基本的考え方

子育てに関する不安や悩みを持った利用者が気軽に相談しやすく、プライバシーに配慮した建物構成とします。また、職員同士や関係機関との連携が取りやすく、緊急時には迅速な受理会議等の開催も可能となる余裕を持った諸室の確保に努めます。

(2) 児童相談所の構成

児童相談所は「管理エリア」、「開放エリア」、「専門エリア」、「その他共用部」で構成します。

○ 管理エリアについて

専門エリアに近接させ、事務室や所長室、複数の会議室、その他執務スペースとして必要な諸室を配置し、幅広い相談に対応しやすい構成とします。通用口を設置し、複数動線を確保します。

○ 開放エリアについて

エントランスホールに待合スペース、多目的トイレ、授乳室等を配置します。バリアフリーに配慮した構成とし、待合スペースは視線制御を行います。

○ 専門エリアについて

相談室や検査室、面接室、観察室などを配置し、プライバシーに配慮しつつ、明るく心理的に落ち着ける構成とします。一部は一時保護児童も利用するため、動線に配慮します。

○ その他共用部について

廊下等においては、ベビーカーや車椅子が通りやすいように十分な幅を確保するとともにバリアフリーに配慮するほか、設備の角を丸くするなど安全に留意します。

5 一時保護所に関する方針

(1) 一時保護所の基本的考え方

児童虐待等により一時保護された子ども（概ね2歳から18歳未満）が、安心して生活できる環境を整備します。

保護児童の安全とプライバシーに配慮し、一般の施設利用者等が立ち入れない建物構成にします。また、年齢や性別により居室ゾーンを分け、ユニット化するとともに学齢児は個室を原則としてプライベート空間を確保するなど、束縛感を与えず、生活空間として子どもが快適に過ごせる環境確保に留意します。

乳児については、原則、乳児院等への一時保護委託を行うこととします。なお、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親やファミリーホームの拡充に努めます。

(2) 一時保護所の構成

一時保護所は児童相談所に併設とし、「管理エリア」、「居室エリア」、「共同生活エリア」及び「その他共用部」で構成するものとします。

○ 管理エリアについて

居室エリアに近接させ、事務室や面接室、保管室、その他執務スペースとして必要な諸室を配置し、保護児童や職員を支援しやすい構成とします。日常的なミーティングスペースの充実を図ります。

○ 居室エリアについて

家庭的環境のもと、子どもの個別性を尊重した適切なケアを提供できるように小規模グループ（概ね6人以下）を一つの生活単位（ユニット）として区分けし、幼児・学齢男子・学齢女子それぞれの生活空間を確保した上で、採光と通風が確保された、明るく温かみのある構成とします。居室の面積等は「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」を踏まえるとともに、保護児童の心理状況やジェンダー・アイデンティティ※、男女比率の変化等に柔軟に対応可能な構成とします。

また、夜間のセキュリティや事故防止対策を講じます。

（※ジェンダー・アイデンティティとは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識のこと）

○ 共同生活エリアについて

食堂、体育館、学習室、グラウンドなどを配置し、他のエリアと合理的につながる構成とします。男女の共用利用、個別利用について設定します。

○ その他共用部について

バリアフリーや安全に配慮するほか、子どもたちが安心して過ごせるように温かみのあるデザインや色使いを取りいれます。

(3) 一時保護所の定員

これまでの県中央児童相談所における一時保護の実績に加え、児童虐待相談対応件数が増加傾向であること、県が建替えを予定している一時保護所や、他の中核市の定員を総合的に勘案し、本市の一時保護所の定員を20人程度と設定します。

[参考：県・他中核市の一時保護所の定員]

- ・県が建替えを予定している一時保護所…20人
- ・横須賀市…25人　・金沢市…12人　・明石市…25人　・奈良市…12人

[参考：令和4年度における県中央児童相談所（定員13人）の一時保護所の状況]

- ・年間一時保護人員　　：　122人（うち鹿児島市63人）
- ・平均保護期間　　： 22.8日
- ・一日あたりの一時保護人数： 7.6人

6 主な必要諸室の条件、規模設定

	室名	備考
児童相談所 管理エリア	事務室	児童相談所職員事務室（約 90 人）
	所長室	
	会議室（大）	会議室用倉庫を含む。職員全体会議、職員研修、要対協の各種会議等で使用。（150 m ² 程度を想定）
	会議室（中）	チームごとの会議等に使用。他エリアから見えない位置に設置。 60 m ² 程度の広さを想定し、可動式壁により 2 つに区切って使用可能とする。
	会議室（小）	チームごとの会議等に使用。他エリアから見えない位置に設置。 30 m ² 程度の広さを想定し、可動式壁により 2 つに区切って使用可能とする。
	プレイルーム（多目的用）	多目的に利用できるプレイルームを設置。
	司法面接室兼法医学鑑定室	性的虐待等の面接を行う。ビデオカメラや音声録音、マジックミラーを設置
	観察室	司法面接室の様子をモニタリングする部屋。司法面接室に隣接配置が必要。
	医務室	来所者の医学的診断等に使用
	給湯室	関係者用
	男子更衣室	職員用
	女子更衣室	
	関係者用 WC	
	倉庫	適所に配置、終了したケース記録の保管等も行う。
	警備員室	警備員の宿直スペース
	用務員室	清掃等用務員控室
		児童相談所 管理エリア 想定面積小計 950 m ² 程度
児童相談所 開放エリア	利用者用 WC	
	多目的 WC	来所者用
	授乳室	
	待合室（スペース）	来所者用待機スペース（エントランスホールに含む）
	プレイルーム（待合用）	
	情報コーナー	
	エントランスホール	風除室、待合スペース含む
		開放エリア 想定面積小計 400 m ² 程度
専門エリア	面接相談室 1～8	児童福祉司等が児童及び保護者と面接を行う。ブザー及び面接中ランプを整備。
	面接相談室（和室）	
	心理検査室 1～6	児童心理司等が児童及び保護者と面接を行う。ブザー及び面接中ランプを整備。
	心理療法室（箱庭療法室）	箱庭を利用して児童の心理状態を計測する。箱庭に砂を使用するため専門の部屋が必要。
	プレイルーム（学齢用・幼児用）	多目的に利用できるプレイルームを設置。
共用	廊下、階段、機械室、電気室等 ※自家発電設備、防災備蓄倉庫、受水槽スペースを確保	
	共用部分 想定面積 350 m ² 程度	
児童相談所 想定面積合計 2,000 m ² 程度		

	室名	備考
管理エリア	事務室	一時保護所職員事務室（40人）
	親子訓練室	一時保護児童の家庭復帰に向け、試行的に親子で生活を行い、親子関係の構築や子どもへの関わり方を学ぶ。
	観察室	親子訓練室の様子をモニタリングする部屋。必要に応じて児童心理司等が子どもへの関わり方などをアドバイスする。
	面接室	児童福祉司等が一時保護児童等と面接を行う。ブザー及び面接中ランプを整備。
	給湯室	
	男子更衣室	職員用
	女子更衣室	
	倉庫	適所に配置
	児童所持品保管室	児童の所持品を一時的に預かり保管するスペース。
		一時保護所管理エリア 想定面積 小計 300 m ² 程度
一時保護所	幼児用宿直室	幼児室担当職員の宿直室
	幼児用 WC	幼児専用。安全で家庭的な設えとする。
	幼児用洗面、脱衣所、浴室	浴室にはシャワーを設置。安全で家庭的な設えとする。
	幼児用居室	就学前の幼児用。3.3 m ² /人以上
	幼児用プレイルーム	床材はクッション素材。安全で家庭的な設えとする。
	居室エリア／幼児ユニット 想定面積 小計 200 m ² 程度	
居室エリア／学齢男子ユニット （定員6人）	学齢用宿直室	学齢担当職員の宿直室
	男子ラウンジ	児童がくつろげる場所。安全で家庭的な設えとする。
	学齢用 WC	
	学齢用洗面、脱衣所、浴室	安全で家庭的な設えとする。
	男子学齢用居室 (6室+予備1室)	4.95 m ² /人以上。
	居室エリア／学齢男子ユニット 想定面積 小計 250 m ² 程度	
居室エリア／学齢女子ユニット （定員7人）	学齢用宿直室	学齢担当職員の宿直室
	女子ラウンジ	児童がくつろげる場所。安全で家庭的な設えとする。
	学齢用 WC	
	学齢用洗面、脱衣所、浴室	安全で家庭的な設えとする。
	女子学齢用居室 (6室+予備1室)	4.95 m ² /人以上。
	居室エリア／学齢女子ユニット 想定面積 小計 250 m ² 程度	

	室名	備考
居室エリア／緊急対応用	リビング	
	多目的WC	
	多目的洗面、脱衣所、浴室	安全で家庭的な設えとする。
	多目的居室 (2室)	4.95 m ² /人以上。
	隔離室兼静養室	感染症に罹患した子どもを隔離するほか、集団生活に馴染めない子どもを落ち着かせる部屋としても利用する。 ベッド（布団）、洗面、トイレ、シャワー等を設置する。
	居室エリア／緊急対応用 想定面積 小計 100 m ² 程度	
一時保護所	厨房関連	厨房及び厨房用休憩室を含む
	食堂	入所児童、職員合計30人程度の利用を想定。手洗い場を設置。
	学習室（2部屋）	入所児童状況に応じて可動式壁で仕切りを可能にする。
	洗濯室	児童の衣類を洗濯・乾燥を行う。
	体育館	バドミントンやミニバスケットができる高さを確保。器具庫を併設。
	グラウンド	ドッジボール等ができる広さを確保、周辺は植栽及びフェンス囲みでプライバシー等に配慮
	備品倉庫	ベッド等の大型家具（予備用）の保管用
	共同生活エリアほか 想定面積 小計 1,100 m ² 程度	
共用	廊下、階段、EV、EVホール、PS・EPS、関係者入口・駐車場等	
	共用部分 想定面積 800 m ² 程度	
	一時保護所（グラウンド等含む） 想定面積 合計 3,000 m ² 程度	
児童相談所＋一時保護所 想定面積 合計 5,000 m ² 程度		

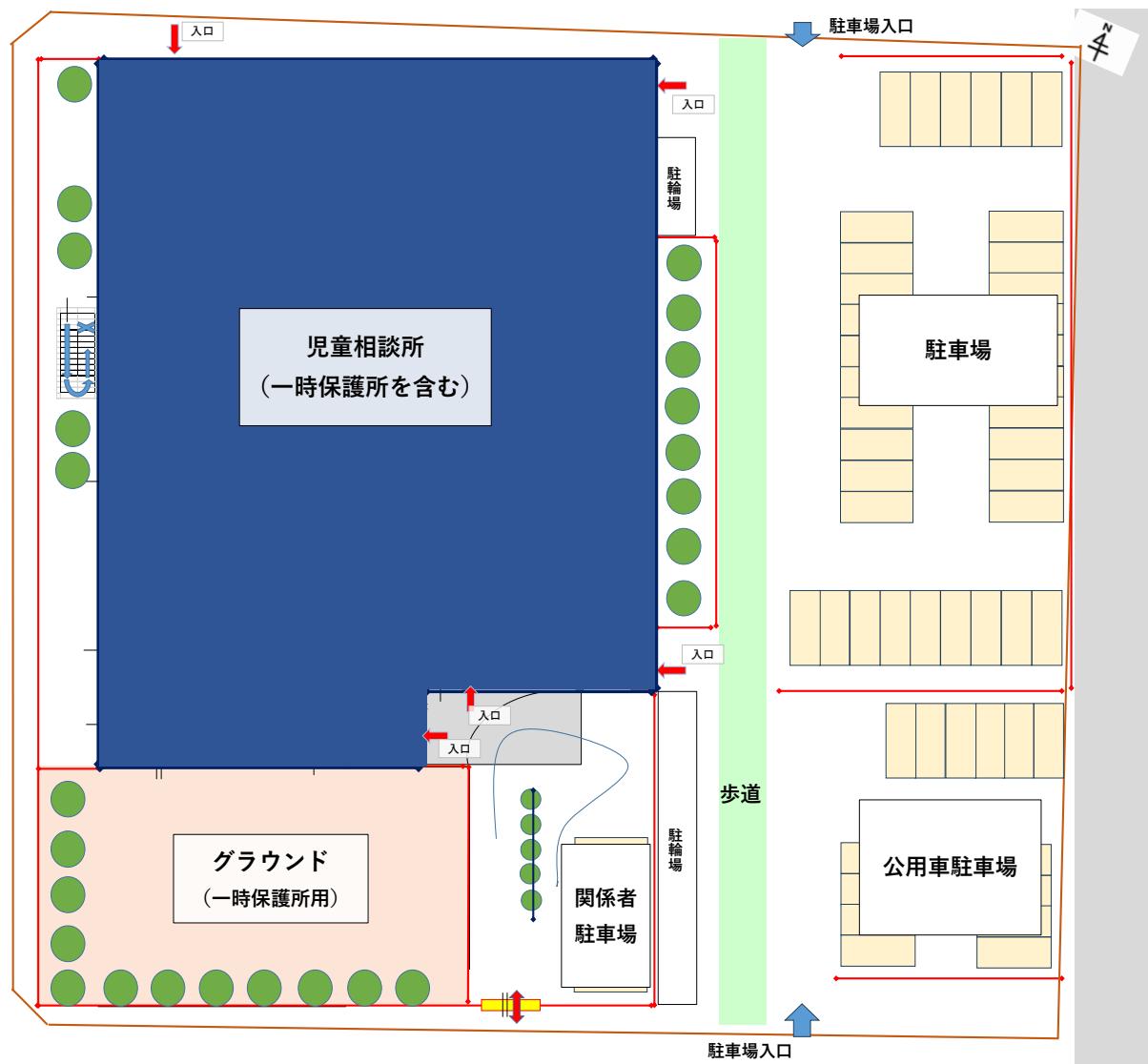
7 動線の考え方

- ・プライバシーへの配慮が必要なエリアについては、来所者同士が顔を合わせにくい動線・待合の配置にします。
- ・相談室等の音漏れに配慮します。
- ・一時保護動線と歩車道が分離されるような歩行者用アプローチを確保します。
- ・搬入車両及び関係者駐車場と機能的に連続した通用口動線（一時保護所専用出入口）を確保するほか、来所者や通所児童と交差しないように配慮します。
- ・外部階段や1階出入口等からの進入防止対策を講じます。
- ・来所者動線と入所児童の動線が交わることのないよう各機能、エリアごとに明確なゾーニング及びセキュリティ計画を行います。
- ・日常動線と避難動線との整合性を図ります。
- ・障害を持った方が来所することも想定し、全館のバリアフリー化を図ります。

8 施設計画

(1) 施設配置計画

- 隣接住環境に配慮した施設配置や必要な対策を講じます。(日影・プライバシー・視線・夜間受け入れ等)
- 隣地境界には目隠しやフェンスを設置します。
- 駐車場及び駐輪場を確保します。
- 一時保護所の夜間受け入れも想定した駐車場を確保します。
- 搬入車両及び関係者駐車場を確保します。(一時保護所出入口近傍に横付けできるような配慮が必要)



※今後の設計において施設配置等を変更することがあります。

(2) 建物平面計画（建物を上から見た図面（平面図）を基にした計画）

- 専門エリアは、開放エリアとの近接配置により連携の発揮を図ります。また、落ち着いた環境・プライバシーへの配慮が求められる諸室については、動線や配置上の配慮を行います。
- 一時保護所は集約して配置し、プライバシー、セキュリティに配慮した施設構成とします。
- 一時保護所の居室は、家庭的環境のもと、子どもの個別性を尊重した適切なケアを提供する観点から、「学齢男子」、と「学齢女子」、「幼児（男女の別なし）」別にユニットとして区分するほか、緊急時や個別に配慮が必要な子どもに対応できる居室等を配置します。
- 食堂、学習室、体育館等は男女で共有します。
- 共有するスペースは、位置や時間帯等によって分離します。

(3) 建物断面計画（建物を垂直に切断した断面図を基にした計画）

- 外部からの進入防止策を講じた上で、プライバシーに配慮します。
- 一時保護所における入所児童の心理状況を踏まえ、衝動的な行動に対する安全確保策を講じます。

(4) 諸室計画

① 共通事項

- 来所者動線と入所児童の動線が交わることのないよう各機能、エリアごとに明確なゾーニング及びセキュリティ計画を行います。日常動線と避難動線との整合性を図ります。
- 利用者と管理者双方にとって、安全で安心な施設となるよう諸室配置に配慮した計画を行います。

② 児童相談所

ア 管理エリア

- ケースを保管する倉庫は十分な広さを確保し、事務室との近接配置を検討します。
- 緊急時のサブ動線を確保します。
- アプローチやエントランスを見渡せる位置に配置すると同時に、執務室内や職員の出入りが来庁者から見えないよう配慮を行います。
- 緊急ミーティングなどが行えるスペースを事務室内若しくは事務室と隣接配置します。
- 事務室は職員の増員等も視野に入れ、充分な広さを確保します。
- 会議室は、大小様々な会議に対応できるようフレキシブル性を持たせると共に、一時保護エリアと交錯しない動線を確保します。
- 所長室は、事務室と隣接配置します。

- ・ 様々な会議・研修を行うスペースを確保します。
- ・ 事務スペースは、職員間の連携を促し、チームワークが発揮できる構成とします。

イ 開放エリア

- ・ 明るく開放的な空間とします。
- ・ 学齢児用、幼児用に分けたプレイルームを配置するとともに、子どもや子育て支援等に関するパンフレット等を備えた情報コーナーを配置します。
- ・ 多目的トイレ、授乳室などを配置し、バリアフリーに配慮した計画とします。
- ・ 待合スペースはエントランスホールの一部に配置し、同時に仕切り等でプライバシーを確保します。

ウ 専門エリア

- ・ プライバシーに配慮した諸室配置とします。
- ・ 児童が落ち着いて相談や検査ができる環境とします。
- ・ 相談室は、事務室と近接配置とします。また、緊急時の通話装置やブザー等の設置を検討します。

(3) 一時保護所

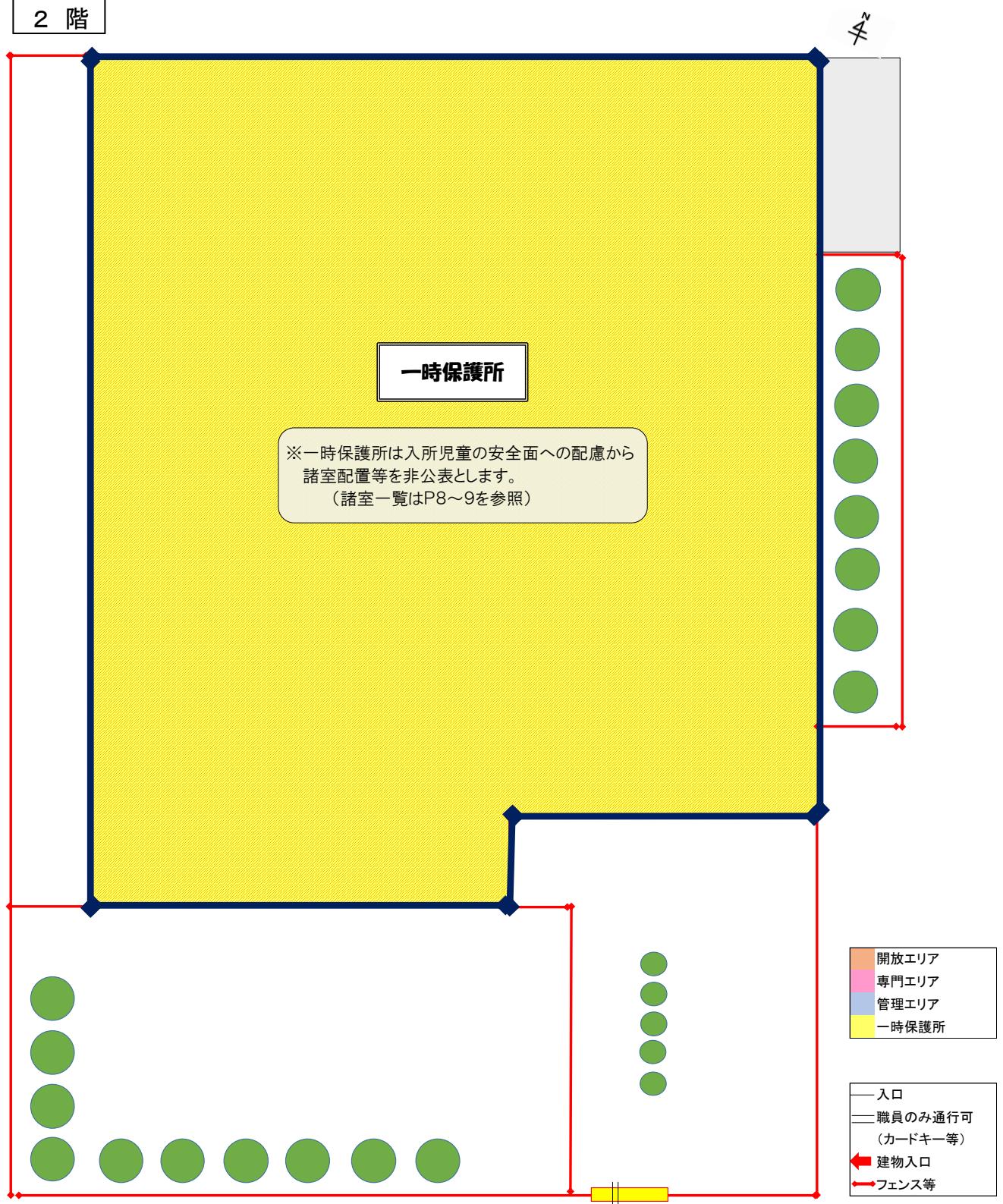
- ・ 入所児童のプライバシー、セキュリティに最大限配慮を行った上で、入所児童の権利擁護に配慮し、エリア内で自由に過ごすことができるような施設配置とします。
- ・ 衝動的な行動による事故防止とプライバシー確保の観点から施設及び設備面の工夫を行います。
- ・ 「学齢男子」と「学齢女子」、「幼児（男女の別なし）」別にユニットとして区分し、各ユニットはそれぞれ独立させ家庭的なスケールの空間と設備を整えます。
- ・ 緊急時や個別に配慮が必要な子どもに対応できる居住空間（食事スペース、浴室等）を別途確保します。
- ・ 居室は南面採光を最大限確保することを優先するとともに光庭の配置、通風の確保など、日常的に外部環境に接することができる生活空間としての設えに配慮します。
- ・ 居室は人数や男女比の調整ができるよう工夫を行います。
- ・ 静養室は、新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症や、その他隔離の必要性が生じた際に柔軟に対応できるように配慮します。
- ・ 夜間の受け入れ時において、保護所職員が円滑に対応できるよう動線に配慮します。
- ・ 緊急時の避難経路について複数の動線設定を検討します。
- ・ 体育館はバドミントンやミニバスケット等のスポーツを行うことができる十分な高さを確保します。また、屋外での運動等もできるようグラウンドを整備します。
- ・ 制度改正等による将来的な体制の変化や見直しに対応できるよう配慮します。
- ・ 保護児童が生活する共用スペースは、事務・宿直室から職員の目が行き届くように配慮します。
- ・ 一般来所者とは分離した動線（廊下・階段・エレベーター）を設置します。

(5) 諸室等配置イメージ



※今後の設計において諸室配置等を変更することがあります。

2 階



9 整備スケジュール

令和10年度の供用開始を目指し、以下のとおり整備スケジュールを予定します。

